

習志野市ブランドメッセージロゴマーク等 取扱いマニュアル



平成 30 年 9 月 15 日 習志野市

はじめに

習志野市のブランドメッセージ「あしたのハーモニーが 響くまち 習志野市」は、「習志野市とは、こんなまち」を端的に表現した言葉で、平成30年2月に市民の皆様と協働で作成いたしました。

ブランドメッセージは、本市に関わる人が市に親しみや誇りを感じることや本市の魅力を市外に効果的に発信していくためのキャッチコピーの役割を担います。

このブランドメッセージをさらに効果的に発信していくために、ロゴマークを作成いたしました。

「あしたのハーモニーが 響くまち 習志野市」を合言葉に皆さんも一緒に習志野市のシティセールスをはじめてみましょう！

ロゴマークに関する基本的な考え方

1. 使用料は**無料**です。
2. 市だけでなく、**市民や法人・団体の皆様**もお使いいただけます。
3. 利用にあたっては**原則申請不要※**です。

※営利目的の場合等を除く。

ただし、習志野市のブランドメッセージロゴマークの使用にあたっては条件などがありますので、必ず以下の内容を確認の上、ご使用ください。

また、取り扱いに関する詳細は、「習志野市ブランドメッセージロゴマーク等取扱要領」(以下、取扱要領)や「習志野市ブランドメッセージロゴマーク等デザインガイドライン」(以下、ガイドライン)をご確認ください。

音楽のまち習志野らしく
「ト音記号」をモチーフにした
親しみやすいロゴマークです♪

ロゴマークの種類

ロゴマークには A～G の 7 パターンがあります。詳細は「習志野市ブランドメッセージロゴマーク等デザインガイドライン」をご覧ください。

A



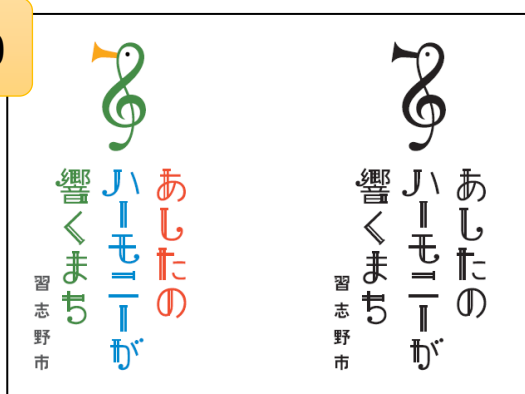
B



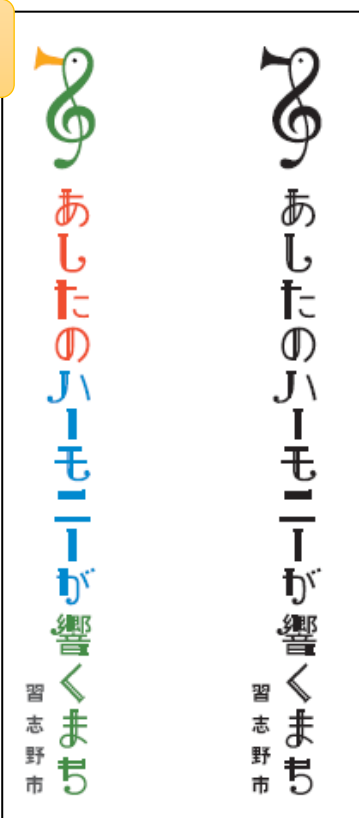
C



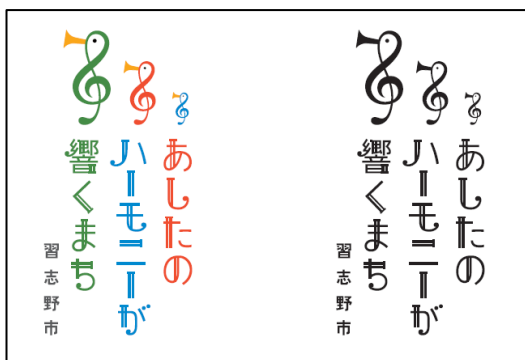
D



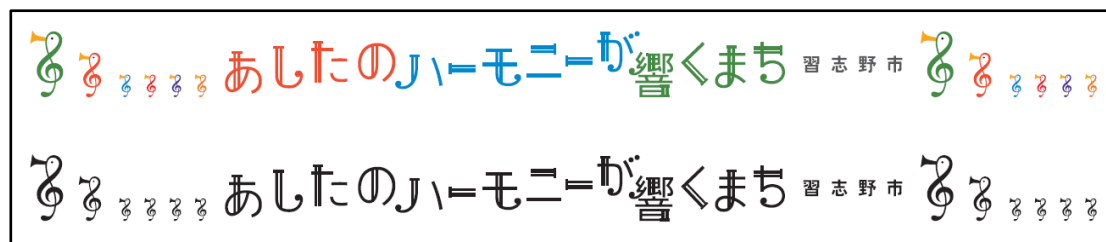
F



E



G



使用方法

例えば下記のような使用が可能です。その他にも様々な場面でお使いいただけます。

学校	ポスター、プリント、ホームページ
町会・自治会	回覧板、ポスター
商店・店舗	チラシ、包装紙、看板、ポスター
企業	名刺、ポスター、ホームページ
商品※要申請	Tシャツ、文房具、シール、Line スタンプ
個人	手紙・はがき、メール、SNS

ロゴマークの取扱い条件

1. ロゴマークのデータについて

習志野市ホームページより画像データ(png ファイル)をダウンロードして使用してください。ai ファイルが必要な方、インターネットが利用できない方については、習志野市役所広報課までお問い合わせください。

2. ロゴマークのガイドラインについて

・最小サイズや余白の指定 ・カラーの指定 ・比率の変更はしない

といったロゴマークの利用にあたっての基本的な取り決めに記載しています。ロゴマークの使用にあたっては、このガイドラインを遵守してください

ワッペンタイプをお使いいただくと、最小サイズ(小さくなりすぎていないか)以外は気にせずそのまま使えますのでお勧めです。

3. 申請が不要になる場合

以下の項目に該当する場合は、申請不要でロゴマークを使用できます。

- (1) 習志野市（行政委員会を含む。）が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (5) 法人・団体等が観光の振興又は産業の振興の目的で使用するとき。
- (6) 習志野市内の町会、自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。

- (7) 個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき。
- (8) その他市長が使用を適当と認めたとき。

4. 使用できない場合

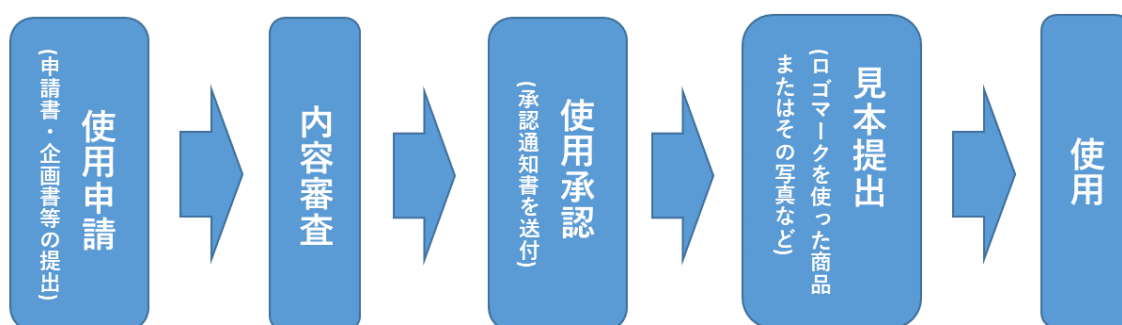
以下の項目に該当する場合は、ロゴマークの使用はできません。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 習志野市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) デザインガイドラインに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (7) その他市長が使用について不適切であると認めたとき。

営利目的等でお使いいただく場合の申請手続き

「習志野市ブランドメッセージロゴマーク等使用承認申請書」(習志野市ホームページよりダウンロードしてください)により、事前に使用申請を行っていただく必要があります。また、使用期間は原則として1年となり、期間満了後は再度お手続きをいただく必要があります。

使用申請手続きの流れ



その他の注意事項等

- ロゴマークに関する著作権は市に帰属します。
- 取扱要領に違反したときや、不正な手段により使用の承認を受けたとき等にはロゴマークの使用ができなくなる場合があります。
- 使用者がロゴマークの使用によって、生じる問題・トラブル等について、市は一切関知しません。また、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負いません。

申請・問い合わせ先

習志野市 政策経営部 広報課(市役所 3 階)

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

Tel: 047-411-5871

Fax: 047-453-9313